

情報セキュリティを高める 安心・安全な仕組みづくり

個人情報分散管理

一元管理しないことで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。

成りすまし防止

行政手続などで、マイナンバーのみの本人確認は行いません。

システムへの接続制限

各機関で情報連携を行う際は、接続できる人を制限しています。通信の暗号化も行います。

マイナンバー保護評価

各機関がマイナンバーのシステム開発や改修を行う前に、実施します。

アクセス記録の確認

自宅のパソコンで、自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できます。※個人番号カードが必要です。

第三者機関の新設

制度の運用を厳しく監視する、特定個人情報保護委員会を設置しました。

罰則の強化

マイナンバーの漏えいや目的外の収集には刑事罰が科せられる場合があります。

こら
安心たい!



こら
ますます便利に
なりますな!



住民票の登録地以外に居住されている方へ

やむを得ない理由(東日本大震災の被災者、DV等被害者、医療機関・施設等への長期入院・入所者等)により、住民票を残して別の場所にお住まいの方は、住民票のある市区町村の窓口で現在お住まいの場所(居所)を登録する必要があります。※9月25日までに持参または必着。

お問い合わせ先

- 区政推進課住民制度班 ☎328-2031
- 東区役所区民課 ☎367-9124
- 南区役所区民課 ☎357-4126
- 中央区役所区民課 ☎328-2242
- 西区役所区民課 ☎329-8503
- 北区役所区民課 ☎272-6900

民間事業者のみならず、マイナンバーを取り扱います。

- 平成28年1月以降、税や社会保障の手続で従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- ・源泉徴収票の作成手続
- ・健康保険・厚生年金・雇用保険の手続
- ・証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の支払調書作成 など

- マイナンバーの取り扱いにあたっては、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

ガイドラインのダウンロードはこちら

特定個人情報保護委員会

検索

- 法人には法人番号が通知されます。

法人番号については詳しくはこちら

法人番号 国税庁

検索

熊本市のマイナンバー制度のお問い合わせは

こちら

熊本市マイナンバーコールセンター

※9月1日(火)から運用開始です。

☎096-370-7800

受付時間

平日/午前8時半～午後5時15分

お客様対応の品質向上のため、通話は録音させていただきます。

法制度・国税・法人関係のお問い合わせは

こちら

内閣官房マイナンバーコールセンター

日本語窓口 ☎0570-20-0178

外国語窓口 ☎0570-20-0291

いよいよ マイナンバー制度 が始まります。

社会保障
税番号制度

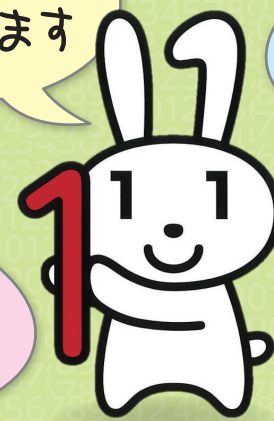
保存版

大切に
おいてください



ボクが
案内します

どきゅん
役に立つと?



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーって
なんな?



マイナンバーってなに?

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。また、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。

一生使うなら
大切に
せにゃんな



マイナンバーは生涯にわたって使うものです。住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので、大切にしてください。

どんな役に立つの?

公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。本当に困っている方へのきめ細やかな支援ができます。

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。これにより、行政手続きも簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。

行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。



こら
よかばい!



平成28年1月以降 マイナンバーは こんな場面で 必要となります

社会保障 関係 の手續

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

やっぱ
大切な



税務関係 の手續

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載 など

災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務 など

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手續きで、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手續きを行うことになります。
- 税の手續において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

マイナンバーをきちんと受け取って活用するために。

受取り窓口

- 中央区役所 1階 マイナンバーセンター
- 東区・西区・南区・北区役所 区民課

平成27年10月以降

マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付開始

ポイント 1 住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。住民票の住所と異なるお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますので、平成27年10月2日までに住所変更の届出をしていただく必要があります。

ポイント 2 書留の中身を確認

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

- ☐ マイナンバーの「通知カード」
- ☐ 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ☐ 説明書

※通知カードは大切に保管してください。



これから
申請しよう

通知カードが
きたばい

ポイント 3 個人番号カードを 申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。

①郵送で申請

個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ

②オンラインで申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

※その他の方法も検討中

ポイント 4 個人番号カードを 受け取る

平成28年1月以降、ご本人が市の窓口で受け取れます。

発行手数料は、初回無料です。

受け取り時には以下の3つが必要となります。

①大切に保管していた「通知カード」

②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」

③運転免許証などの本人確認書類

※受け取る際、オンラインでの本人確認等に使う「パスワード設定」が必要になります。

受け取りは
市の窓口だけ
ばい



平成28年1月以降

●申請者に、個人番号カードを交付 ●社会保障・税・災害対策の手續きでマイナンバーの利用が開始

- マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードなど番号が正しいことを確認するための書類の提示を求められますが、通知カードだけでは法律上義務付けられている本人確認は完了できず、運転免許証などの書類を用意する必要があります。

- マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が1枚で完了します。



表面 氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真



裏面 マイナンバー等が記載、ICチップ搭載

※住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。
※カードのデザインは、現在検討中です。 ※プラスチック製
※税や年金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されません。

顔写真入りの
個人番号カードの
できあがったい



個人番号カードでコンビニエンスストアでの 証明書取得サービスなどが利用できます。

- ICチップに記録される電子証明書をを用いて、e-Taxなどの電子申請を行えます。

ご利用できるコンビニエンスストア

全国の セブンイレブン ファミリーマート ローソン サークルKサンクス

◆ご利用時間：午前6時半～午後11時 年末年始を除く

取り扱う証明書

- 住民票の写し
- 所得・課税証明
- 印鑑登録証明
- 戸籍謄本・抄本

証明書のコンビニ交付は、平成28年3月からのサービスを開始予定です。

こらよか

